

# 第一部 總論





# 第 1 章 計画の概要

---

## 1 計画策定にあたって

障がい者を取り巻く環境は日々大きく変化し続けています。近年、社会環境の変化に伴ったストレスの増大を要因として、心身に障がいをきたす人が増加傾向にあり、障がい者や障がい児のニーズも複雑化、多様化しています。

平成23年8月の障害者基本法の改正では、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざすことが掲げられ、平成25年4月には、障害者自立支援法を障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」として改正施行されています。平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。また、同年6月には障害者総合支援法が改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとし、いずれも平成30年4月から施行されています。

本町では、こうした国の動向を踏まえ、関係法との整合を図りながら、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、次期計画の策定に取り組みました。

これまで屋久島町では、平成26年3月に「屋久島町障害者計画」、平成30年3月に「第5期屋久島町障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を策定し、計画的な障害者施策の推進を図ってきました。これらの3つの計画が、令和2年度に計画期間が終了となることから、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国の指針や鹿児島県(以下、県とする)の計画、近年行われた障害者制度改革を踏まえ、「第2期屋久島町障害者計画」並びに「第6期屋久島町障害福祉計画」及び「第2期障害児計画」を策定するものとします。

「第2期屋久島町障害者計画」、並びに「第6期屋久島町障害福祉計画」及び「第2期屋久島町障害児福祉計画」が本町の障がい者施策推進の指針となり、屋久島町民全てが、障がいの有無にかかわらず、基本的人権が守られる社会を構築していくことを目指します。

## 2 計画の根拠

各計画の法定上の位置づけは以下のとおりです。いずれも法律により策定が求められている法定計画であり、本計画はこれらを策定するものです。

図表：計画名及び根拠法等

計画名	根拠法等
①第2期障害者計画	障害者基本法第 11 条第3項 に基づく 「市町村障害者計画」
②第5期障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第 88 条第1項 に基づく 「市町村障害福祉計画」
③第2期障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第1項 に基づく 「市町村障害児福祉計画」

## 3 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、平成 令和3 年度から令和5年度までの3年間としています。障害者計画は、令和3年度より令和8年度までの6年間とします。

図表：計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
障害者計画	第2期障害者計画						第3期 障害者計画	
第5期障害福祉計画	第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期 障害福祉計画	
第1期障害児 福祉計画	第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児 福祉計画	

## 4 計画策定の基本的事項

各計画の策定事項は以下のとおりです。

図表：計画名及び策定事項

計画名	策定事項
①第2期障害者計画	○ 障がい者のための施策に関する基本的な事項 ※発達障がい児・者支援計画を包含
②第6期障害福祉計画	○ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 各年度の障害福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策 ○ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
③第2期障害児福祉計画	○ 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項 ○ 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量及び見込量確保のための方策

## 5 計画の策定方法

この計画に町民の意見を反映させるため「屋久島町障害福祉計画策定委員会」を開催しました。また、本町に在住する障害者手帳等所持者・介護者を対象としたアンケート調査、町内の小・中学校の特別支援学級に通うお子さんの保護者へのアンケート調査、町内の障害福祉サービス事業所を対象としたアンケート調査、町内の障がい者団体へのアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めました。

会期・日程	主な協議内容
第1回 令和2年9月4日	策定に関する講話 アンケート調査の検討
第2回 令和2年10月29日	自立支援協議会でのワークショップにて意見交換
第3回 令和3年2月19日	計画素案について

	配布数	回収数	回収率
全体	487 (人)	326 (人)	66.9%
保護者	70 (人)	29 (人)	41.4%
事業所	8	7	87.5%
団体	3	3	100%